

さ情審査答申第155号  
平成30年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成27年12月8日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する北浦和図書館における個人情報の漏えいに関する行政情報すべて メール等も含む」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

平成27年9月4日付け総総行透第2224号によりさいたま市長が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てであると認められる。

よって、本件異議申立ては却下すべきである。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

不存在の当否を争う

本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有していると思料される

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。

本件開示請求は、北浦和図書館において委託職員が利用者の貸出情報を漏えいした件について、行政透明推進課が保有する行政情報の開示を求めるものである。

当市では危機事案が発生した場合、担当課は危機の概要及び危機状況並びに所管課の対応状況等を記載した情報伝達シート（以下「伝達シート」という。）を作成し、危機管理監（事務担当安心安全課）に報告することになっている。報告を受けた安心安全課は関係各課に伝達シートを送付し、情報を共有している。危機事案の一つとして個人情報の漏えいがあった場合には、関係課として当課にも情報が送付され、情報の共有を行っている。

本件開示請求を受けて、当課では安心安全課から送付されたメール及びその添付資料並びに伝達シートの送付を受け課内で供覧した文書を特定し、情報公開条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除き開示した。

異議申立人は、「本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有していると思料される」と主張しているが、本件個人情報漏えいに関しては、北浦和図書館及び教育委員会で個人情報の漏えいについて適切に対応し再発防止策に努めており、当課においては特段必要な措置を行っていないため、文書は作成しておらず存在しない。本件開示請求に対する行政情報としては、本件開示決定において特定した文書以外に当課では存在しないため、本件処分は妥当であると考えます。

なお、異議申立人には、本件開示請求が提出される前に、当課の保有する文書は伝達シート関連の文書以外にないこと、また、当課が本件個人情報漏えいに関して通知等を出していないことを伝えており、そのことを異議申立人は認識したうえで本件開示請求を行っているものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

異議申立人の、本件対象行政情報開示請求に対し、実施機関は、北浦和図書館の個人情報漏えい事案に関し安心安全課から送付されたメール及びその添付資料並びに伝達シートの送付を受け行政透明推進課内で供覧した文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除く一部開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関が不開示とした部分の開示は求めず、本件処分の取消しを求めて本件異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件異議申立ての当否について

異議申立人は、不存在は違法かつ不当、不存在の当否を争う、本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有し

ていると思料される、という理由で本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件異議申立ては、実施機関の一部不開示決定部分についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての異議申立てではないから、異議申立ての利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件異議申立ては、異議申立ての利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

|   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成27年12月 8日 | 諮問の受理（諮問第416号） |
| ② | 平成30年 4月12日 | 審議             |
| ③ | 平成30年 5月17日 | 審議             |

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名     | 氏 名     | 備 考   |
|---------|---------|-------|
| 会 長     | 池 上 純 一 | 大学教授  |
| 委 員     | 伊 藤 一 枝 | 弁護士   |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員     | 塚 田 小百合 | 弁護士   |
| 委 員     | 吉 田 聰   | 弁護士   |

(五十音順)